明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和三年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一　地方公共団体の議会の議員が、令和三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日

二　地方公共団体の議会の議員が、令和三年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日

三　令和三年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四　令和三年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和三年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和三年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和三年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和四年二月

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省・厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第一項、第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第二項（同法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項及び第四十五条の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和二年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一　地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該任期満了の日

二　地方公共団体の議会の議員が、令和二年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき　当該退職の日

三　令和二年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四　令和二年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3　［同上］

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和二年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和二年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和三年二月